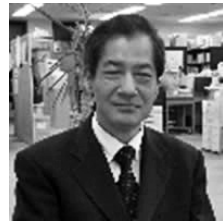


税理士法人 原会計事務所

原会計事務所だより



編集発行人
税理士・行政書士
ファイナンシャルプランナー
宅地建物取引士
ITコーディネーター

原 俊

本社 〒104-0032
東京都中央区八丁堀 4-13-1
TEL:03-3552-5500(代) FAX:03-3552-5400

市川支社 原行政書士事務所
〒272-0815 千葉県市川市北方1-16-6
TEL:047-333-6666(代) FAX:047-333-8811

喫茶 相続相談カフェ
TEL:047-333-3344

安藤会計支社 〒273-0002
千葉県船橋市東船橋 5-3-3
TEL:047-424-5566(代) FAX:047-424-5744
E-mail info@harakakaikei.com
URL http://www.harakakaikei.com/

◆今号のトピックス◆

退職代行業者から連絡
企業側の対応と留意点

「退職代行」とは、従業員本人に代わって勤務先に退職の意思を伝え、手続を進めるサービス。近年、「退職を直接言いにくい」などの理由から若い世代を中心に急速に利用が広がっている。

代行サービスを通じた連絡でも、退職の意思表示は有効で企業側は原則として拒否することはできない。

退職代行は主に、①民間の

代行業者、②弁護士事務所、③労働組合系の3つがある。

民間の代行サービスは、従業員本人に代わって残業代などの請求や退職金の交渉などを行うことはできない。

退職代行業者を通じて従業員本人を引き留めることは得策ではない。わざわざ金銭を支払ってまで代行業者を利用する従業員を慰留したとしても、翻意する可能性は低い。そのため、従業員を慰留せず、できるだけ速やかに穏便に解決を図ることが重要といえる。

2025年版中小企業白書
コスト削減経営からの転換

中小企業庁は、「2025年版中小企業白書」を発表した。白書では、中小企業経営をめぐる現状を分析。それによると、人手不足は深刻で人材確保のために業績改善を伴わない「防衛的賃上げ」が増加。さらなる賃上げ余力は厳しい状況となっている。

また、仕入れ価格の上昇分を販売価格に十分に転嫁できていない状況も明らかになった。

物価高、金利上昇、人手不足といった構造的課題が続く

中、白書は、コストカット型経営は限界を迎えていると分析。一人当たりの業務効率化と付加価値向上を加速させるため、価格転嫁やデジタル化、設備投資を積極的に推進して生産性を高める経営に転換していくことが重要と指摘している。

国税庁が相続税の
「AI税務調査」開始へ

報道によると、国税当局は令和7年7月から実施される相続税の税務調査に人工知能(AI)を活用する。

相続税の申告書や財産状況が分かる資料などをAIで分析。申告漏れの可能性をスコア化し、調査対象者を選定する。過去に相続税で申告漏れなどが生じた案件から不正や申告ミスが起りやすい傾向を見つけ出し、AI分析のためのデータとして活用する。

労働保険



労働保険とは、労災保険(労働者災害補償保険)と雇用保険の2種類の保険の総称。労働者を一人でも雇用している企業は、業種や事業の規模を問わず労働保険に加入しなければならない。

労災保険(労働者災害補償保険)は、労働災害が起った際に備える保険。業務中の転倒や物の落下によるケガ・病気などのほか、通勤時に発生した事故も労災であり、労災保険の対象となる。雇用保険は、企業に雇用されて働く労働者が、働けなくなったり失業したりしたときに備えるための保険。一般に「失業保険」と呼ばれる給付金が受け取れる。年度更新では、労働者負担分と企業負担分をまとめて申告・納付する。

●退職代行業者から連絡があった場合の対処の流れ●

- ① 退職代行業者の身元を確認する
(民間の代行サービス業者、退職を代行する労働組合、弁護士事務所)
- ② 従業員本人の意思を確認する
(契約書、委任状など)
- ③ 退職届を提出してもらう
- ④ 退職日までの取り扱いを検討する
- ⑤ 業務の引き継ぎを依頼する
- ⑥ 貸与物や私物の返還手続きを行う

法律



退職代行サービス 企業側の対応と留意点 ― 代行業者から連絡があった場合

近年、本人の代わりに退職の意思を企業に伝える「退職代行サービス」の利用が増えています。退職代行サービス経由で突然、「退職の意思」を伝えられると、企業として、どう対応してよいか戸惑うかもしれません。そこで今号では、退職代行サービス業者から連絡があった場合の企業側の対応について取り上げます。

退職代行サービスは、退職したい従業員本人が、代行サービス業者に料金を支払い、退職の意向を伝えてもらうシステムです。近年、若い世代を中心に利用者が増加しており、退職代行を専門とする企業も続々と登場しています。

企業にとって、従業員本人ではなく代行業者から退職の意向を伝えられることはショッキングな出来事かも知れません。

しかし、代行サービスを通じた連絡でも、意思表示は有効で企業は原則として拒否することはできません。従業員が退職する意向を会社伝える行為は、労働者の一方的な意思により労働契約を解消する「辞職」に該当します。「辞職」であれば、企

業の承認を必要とせずに従業員は退職できます。

民間の退職代行サービスが対応できる範囲は、労働者の退職の意思を伝えたり、書類の受け渡しを代行したりすることだけです。退職代行サービスが従業員本人に代わって残業代などの請求や退職金の交渉などを行うことはできません。弁護士でないものが報酬を目的として法的事務を行うことは弁護士法違反（非弁行為）とされています。

■企業側の対応と手続

退職代行業者を通じて従業員本人を引き留めることは得策ではありません。自分から退職を申し出ることが難しい何らかの事情を抱えていることがほとんどです。わざわざお金を支払ってまで代行業者を利用する従業員を慰留したとしても、翻意する可能性は低いといえるでしょう。そのため、従業員を慰留せず、できるだけ速やかに穏便に解決を図ることが重要です。

退職代行サービス経由で、自社の従業員が退職の意思を伝えてきた場合には、以下のポイントに沿って手続を進めます。

〈代行業者の資格を確認する〉

退職の意向を伝えるだけではなく、

退職金や有給の取り扱いなど条件交渉が含まれる内容があれば、弁護士資格を持つもの、もしくは退職代行ユニオン（合同労働組合の一種）である必要があります。

〈本人確認〉

退職代行を依頼したのが従業員本人であることを確認するために、委任状や契約書などの提出を求めます。

〈退職届の提出依頼〉

無期雇用（正社員）の従業員の場合、退職の申し出から2週間が経過すれば、企業の承諾がなくても労働契約が終了することになっています。退職希望日の2週間前に退職意向を伝えれば、法律上の問題はありません。退職希望日を確認し、問題がなければ退職届の提出を依頼します。後々のトラブルを避けるために、書面により退職の意向が確認できる退職届の提出を依頼するのが望ましいといえます。

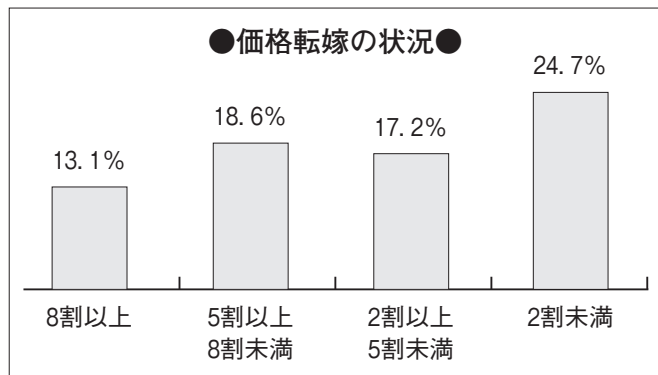
〈貸与品の返却依頼〉

本人からの退職届が確認できた場合、貸与品などの返還依頼を行います。具体的には、貸与物や名刺の返却、パソコンやスマートフォンアカウントの削除、データの保存、引き継ぎなどについてどうすべきかを確認しましょう。



2025年版中小企業白書 価格転嫁と設備投資の推進 コスト削減型経営から転換

中小企業庁は、「2025年版中小企業白書」および「小規模企業白書」をまとめました。物価高、円安、金利上昇、人手不足といった構造的課題が続く中、白書では中小企業・小規模事業者を取り巻く現状を分析し、今後の成長と持続的発展に向けた方向性を示しています。今号では、「2025年版中小企業白書」の概要を紹介します。



出典：帝国データバンク（2025年2月調査）

■中小企業経営を取り巻く現状■

2024年度は、円安や物価高の継続に加え、「金利のある時代」が約30年ぶりに到来した年となりました。借入依存度の高い中小企業・小規模事業者にとって、貸出金利の上昇は利益圧迫の大きな要因となっています。

また、2024年の春季労使交渉では、約30年ぶりの賃上げ率を達成しましたが、大企業との差は拡大しました。中小企業の労働分配率（企業が生み出す付加価値額に占める人件費の割合）は既に約8割に達し、さらなる賃上げ余力は厳しい状況といえます。

一方で、人手不足は依然として深刻な状況にあるため、人材確保のために業績改善を伴わない「防衛的賃

上げ」も増加しています。

■価格転嫁の状況■

仕入価格の上昇分を販売価格に十分に転嫁できない状況が続いています。帝国データバンクが実施した調査によると、仕入れ価格の上昇分に対する販売価格への価格転嫁率は41・3%でした。

内訳をみると、「2割未満」が24・7%、「2割以上5割未満」が17・2%、「5割以上8割未満」が18・6%、「8割以上」が13・1%。

「全く価格転嫁できない」と回答した企業は11・2%と1割を超えています。

代表的なコストとなる原材料費、人件費、物流費、エネルギーコストを項目別にそれぞれ、どの程度転嫁できているかを聞いたところ、原材料費に対する価格転嫁率は48・0%、人件費は31・3%、物流費は34・7%、エネルギーコストは29・5%でした。

原材料費に対しては、「原材料費が高騰していることに対して客先の理解がある」といった声があり、5割近くまで転嫁が進んでいます。

一方で、人件費に対する転嫁率は3割程度にとどまっています。人件費については、原材料費と違って具体的に数値化することが難しい側面があります。販売先に明確に説明す

ることが難しいため、「原材料費ほど販売先の理解が進まない」といった声が多数聞かれました。

価格転嫁率は改善されつつありますが、生産コストや品質に見合った価格転嫁は今後も必要であり、原価計算等の適切な準備を行った上で、発注企業と粘り強く交渉を続けていく必要があります。

■コストカット型経営からの転換■

こうした状況を踏まえ白書では、コストカット型経営は限界を迎えていると分析。物価・金利・人件費の上昇と構造的な人手不足に直面する今こそ、一人当たりの業務効率化と付加価値向上を加速させるため、価格転嫁やデジタル化、設備投資を積極的に推進して、生産性を高める経営に転換していくことが重要と指摘しています。

このほか、白書では、中小企業における後継者の不在率は近年、減少傾向にありますが、経営者の年齢は依然高い水準で推移していることから、事業承継に向けた早急な取り組みが必要としています。

また、中小企業が今後、持続的に発展していくためには、こうした取り組みを着実に進める一方、商品やサービスの差別化による独自の強みの創出も欠かせないと指摘しています。

AI 調査選定 (イメージ)

相続税等の申告書データ、
財産債務調査書、海外送受金、
生命保険金、金地金の支払
調書等のデータ

過去に相続税で申告漏れと
なった事案における不正や
申告誤りの傾向

高
↑
リスク
↓
低

【一次分析】国税庁が上記データをAIで
分析・申告漏れリスクをスコア化

【二次分析】各国税局・税務署が分析

【調査選定】⇒【調査実施】

報道によると、国税当局は令和7年7月から実施される相続税の税務調査に人工知能(AI)を活用するとしています。相続税の申告書や財産状況が分かる資料などをAIで分析。申告漏れの可能性をスコア化し、調査対象者の選定が行われます。国税庁によれば、今夏スタートのAIでの分析対象となるのは、令和5年に発生した相続事案が中心になります。相続税調査は相続が生じた後、一定期間を経てから実施されるのが慣例となっています。



相続税の「AI税務調査」開始へ 申告漏れリスクをスコア化

具体的には、相続税の申告書や一定規模以上の資産を持つ人が提出する財産債務調査書、海外送受金を記録した資料、生命保険の一時金の支払調書、金地金を売却した際の支払調書などをAIで分析します。過去に相続税で申告漏れなどが生じた案件から不正や申告ミスが起りやすい傾向を見つけ出し、AI分析のためのデータとして活用します。

申告漏れのリスクは「1」～「0」の間で細かくスコア化されます。1に近いほどリスクが高く、0に近いほどリスクは低くなります。

AIによる一次分析は国税庁が行い、スコア付けされた相続税申告書データはそれぞれ所轄の国税局・税務署に送られます。現場の税務職員はデータを分析し、事案ごとに税務調査が必要か、また実地を伴う調査か電話等による簡易な調査を行うかなどの対応を検討します。

なお、所得税や法人税の調査ですでにAIが活用されており、令和5事務年度の所得税の追徴税額は過去最高を記録しました。

6月の税務と労務

一税 務一

- ★ 所得税の予定納税額の通知
通知期限…6月16日
- ★ 個人の道府県民税及び市町村民税の納付(第1期分)
納期限…6月、8月、10月及び1月中(均等割のみを課する場合にあっては6月中)において市町村の条例で定める日
- ★ 5月分源泉所得税・住民税の特別徴収税額・納期の特例を受けている者の住民税の特別徴収税額(前年12月～5月分)の納付
納期限…6月10日
- ★ 4月決算法人の確定申告(法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・(法人事業所税)・法人住民税)
申告期限…6月30日
- ★ 1月、4月、7月、10月決算法人の3月ごとの期間短縮に係る確定申告(消費税・地方消費税)
申告期限…6月30日
- ★ 法人・個人事業者の1月ごとの期間短縮に係る確定申告(消費税・地方消費税)
申告期限…6月30日
- ★ 10月決算法人の中間申告(法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・法人住民税)(半期分)
申告期限…6月30日
- ★ 消費税の年税額が400万円超の1月、7月、10月決算法人の3月ごとの中間申告(消費税・地方消費税)
申告期限…6月30日
- ★ 消費税の年税額が4,800万円超の3月、4月決算法人を除く法人・個人事業者の1月ごとの中間申告(2月決算法人は2ヵ月分)(消費税・地方消費税)
申告期限…6月30日

一労 務一

- ★ 令和7年度労働保険年度更新手続き
申告・納付期限…6月2日～7月10日
- ★ 健保・厚保の保険料の納付
納期限…6月30日

米国のトランプ大統領は、米国内に輸入される自動車および自動車部品に対する25%の関税を発表しました。国内の自動車産業の保護とサプライチェーン(部品供給網)を国外から米国へ移転させることを狙った措置です。▼国内の自動車産業を保護するという目的で外国の自動車に高い関税をかけ、その結果、国内の自動車産業が成長し、将来的に高性能で低価格の国産自動車が生産され、高関税措置は有効です。しかし、高関税をかけ

米国関税の矛盾

て国内自動車産業が成長しないのであれば、国民はいつまでも高い外車を購入し続けなければならず、関税を高くした意味がありません。▼関税をかけると、相手国も報復として関税をかけてくる影響で、米国の輸出企業が打撃を受けます。さらに輸入製品の価格が高くなることで、物価上昇を招きます。結局、関税引き上げの「ツケ」を払うのは米国の消費者です。こうした関税の矛盾を米国民が納得できるかどうか問われることになります。